

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成24年12月21日現在の法令に基づくものである。</u> (第1～2 省略) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2-2 省略) 2-3 平成24年分贈与税の申告書（第1表の2） (2-4 省略) 2-5 平成24年分贈与税の申告書（第1表の3） (2-6～7-2 省略) 8 平成24年分贈与税の修正申告書（第3表） (9～14 省略) 15 平成 年分特定受贈森林<u>経営</u>計画対象山林に係る届出書 (16～24 省略) (第4～第9 省略) 第10 更 正 の 請 求 関 係 (1～3-1 省略) <u>3-2 同（次 葉）（相続税一付表3）</u> (4～6 省略) (第11 省略)	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成23年12月14日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書等は平成24年4月1日現在の法令に基づくものである。</u> (第1～2 同左) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2-2 同左) 2-3 平成23年分贈与税の申告書（第1表の2） (2-4 同左) 2-5 平成23年分贈与税の申告書（第1表の3） (2-6～7-2 同左) 8 平成23年分贈与税の修正申告書（第3表） (9～14 同左) 15 平成 年分特定受贈森林<u>施業</u>計画対象山林に係る届出書 (16～24 同左) (第4～第9 同左) 第10 更 正 の 請 求 関 係 (1～3-1 同左) <u>(新規)</u> (4～6 同左) (第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
31 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書	様式1のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成 年分贈与税の申告書（第1表）	様式2のとおりとする。
2 同（控用）	様式3のとおりとする。
2-1 受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表1）	様式4のとおりとする。
2-3 平成24年分贈与税の申告書（第1表の2）	様式5のとおりとする。
2-4 同（控用）	様式6のとおりとする。
2-5 平成24年分贈与税の申告書（第1表の3）	様式7のとおりとする。
2-6 同（控用）	様式8のとおりとする。
5 死亡した者の平成 年分 贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）	様式9のとおりとする。
8 平成24年分贈与税の修正申告書（第3表）	様式10のとおりとする。
9 同（控用）	様式11のとおりとする。
9-1 同（第3表）（別表の付表）	様式12のとおりとする。
9-2 同（控用）	様式13のとおりとする。
11 相続時精算課税選択届出書	様式14のとおりとする。
12 同付表	様式15のとおりとする。
14 平成 年分農地等の贈与に関する確認書	様式16のとおりとする。
15 平成 年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書	様式17のとおりとする。
16 同付表	様式18のとおりとする。
18-2 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	様式19のとおりとする。
18-3 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）	様式20のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 買換（代替）資産の明細書	様式21のとおりとする。
2 代替資産の取得期限延長承認申請書	様式22のとおりとする。
3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	様式23のとおりとする。
4 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書	様式24のとおりとする。
5 造成宅地の譲受け承認申請書	様式25のとおりとする。
16 一団の宅地等の用に供する旨の確約書	様式26のとおりとする。
17 優良住宅地造成等事業に係る確約書	様式27のとおりとする。
18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書	様式28のとおりとする。
21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書	様式29のとおりとする。
23 平成 年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	様式30のとおりとする。
24 平成 年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）	様式31のとおりとする。
26-2 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書	様式32のとおりとする。
27 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書	様式33のとおりとする。
28 株式の異動明細書	様式34のとおりとする。
29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5用】	様式35のとおりとする。
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）	様式36のとおりとする。
31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式37のとおりとする。
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）	様式38のとおりとする。
34 恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書	様式39のとおりとする。

第5 《山林所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 山林所得収支内訳書（計算明細書）	様式40のとおりとする。
2 山林所得収支内訳書（計算明細書）（課税事業者用）	様式41のとおりとする。

第7 《登録免許税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 登録免許税徴収通知書	様式42のとおりとする。
2 登録免許税徴収通知書（訂正用）	様式43のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
94 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書	様式44のとおりとする。
95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書	様式45のとおりとする。
98 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）	様式46のとおりとする。
99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）	様式47のとおりとする。
101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書	様式48のとおりとする。

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
2 同（次 葉）（相続税）	様式49のとおりとする。
3－2 同（次 葉）（相続税－付表3）	様式50のとおりとする。
5－1 同（次 葉）（贈与税－付表2）	様式51のとおりとする。
5－2 同（次 葉）（贈与税－付表3）	様式52のとおりとする。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

遺産が未分割であることについてやむ
を得ない事由がある旨の承認申請書

名 簿 番 号

税 務 署
受 付 印

____年____月____日提出

〒

税務署長殿

住 所
(居所)

申請者 氏 名 _____ 印 電話 _____

遺産の分割後、

- ・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

の適用を受けたいので、遺

産が未分割であることについて、

- ・相続税法施行令第4条の2第2項
- ・租税特別措置法施行令第40条の2第13項
- ・租税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項
- ・租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

に規定するやむを

得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名 住 所 _____ 氏 名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類

- ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
- ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
- ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類
- ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住 所 (居 所)	氏 名	続 柄
	印	
	印	
	印	
	印	

○ 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資4-22-1-A4統一)

(裏)

記載方法等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の2の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が2人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

- 1 この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地(被相続人の相続開始時の住所地)を所轄する税務署長に対して、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「_____税務署長」の空欄には、申請者の住所地(居所)地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類(配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例)ごとに提出してください。このとき{ }内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

- 2 「4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。
- 3 「(注)やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

税務署長 平成 年分贈与税の申告書		F D 4 7 2 3																														
平成 年 月 日提出																																
提出用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">住所</td> <td colspan="2">(電話 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー)</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="2">※フリガナは、必ず記入してください。</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2">④</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>職業</td> </tr> </table>	住所	(電話 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー)		フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。		氏名	④		生年月日	年 月 日	職業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">税務署整理欄 (記入しないでください。)</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>名簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告書提出年月日</td> <td>財産</td> <td>事案</td> </tr> <tr> <td>災害等延長期限</td> <td>細目</td> <td>処理</td> </tr> <tr> <td>出国年月日</td> <td>コード</td> <td>訂正</td> </tr> <tr> <td>死亡年月日</td> <td>関与区分</td> <td>修正</td> </tr> </table>	税務署整理欄 (記入しないでください。)			整理番号	名簿		申告書提出年月日	財産	事案	災害等延長期限	細目	処理	出国年月日	コード	訂正	死亡年月日	関与区分	修正
住所	(電話 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー)																															
フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。																															
氏名	④																															
生年月日	年 月 日	職業																														
税務署整理欄 (記入しないでください。)																																
整理番号	名簿																															
申告書提出年月日	財産	事案																														
災害等延長期限	細目	処理																														
出国年月日	コード	訂正																														
死亡年月日	関与区分	修正																														
(単位は円)																																
暦 年 課 税 分	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日		取得した財産の明細 種類 細目 所在場所等 数量 単価 価額	財産を取得した年月日 財産の価額																												
	住所			平成 年 月 日																												
	フリガナ 続柄																															
	氏名																															
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日																															
	住所			平成 年 月 日																												
	フリガナ 続柄																															
	氏名																															
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日																															
	住所			平成 年 月 日																												
フリガナ 続柄																																
氏名																																
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日																																
財産の価額の合計額 (課税価格)		①																														
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円		②																														
基礎控除額		③																														
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】		④																														
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)		⑤																														
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)		⑥																														
差引税額 (⑤-⑥)		⑦																														
相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)																																
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額)		⑧																													
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)		⑨																													
III 合 計	課税価格の合計額 (①+⑧)		⑩																													
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】		⑪																													
	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)		⑫																													
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)		⑬																													
	申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)		⑭																													
	この申告書が修正申告書である場合		⑮																													
差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)		⑮																														
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑭)		⑯																														
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号																																
④ 税理士法第30条の書面提出有 ☐ 通信目付印 ⑤ 税理士法第33条の2の書面提出有 ☐ 確認者																																

平成 年 月 日提出

控用

第一表（平成22年分以降用）

○この用紙は**控用**です。申告には必ず**提出用**を使ってください。

一、相統時精算課稅分（第

II

- (資5-10-1-2-A4統一) (平24.10)

取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

種 類	細 目	利 用 区 分 ・ 銘 柄 等
土 地 (土地の上に 存する権利を 含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	
	宅 地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別
	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋	家屋（構造及び用途）、構築物	家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
事 業（農業） 用 財 産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齡、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売 掛 金	
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号
有 価 証 券	上場株式等	その銘柄
	株式、 出資	
	取引相場の ない株式、出資	
	公債、社債 証券投資信託、貸付信託の受益 証券	
現金、預貯金等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的
家庭用財産		その名称と銘柄
そ の 他 の 財 産 (利 益)	生命保険金等	
	立 木	その樹種と樹齡（保安林であるときは、その旨）
	そ の 他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容

贈与税の速算表（平成15年分以降用）

区 分	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	10,000千円超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控除額	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	2,250千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

申告書第一表の④の金額×税率－控除額＝⑤の税額

例えば、申告書第一表の④の金額3,000千円に対する税額は、3,000千円×15%－100千円＝350千円です。

○この申告書は、次の記載例の書体にならって枠内に黒ボールペンで書いてください。

記載1本
 良例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 すきまを測りける
 上につまみあげる
 角をつくる、閉じる
 悪い例 1 2 3 200 477
 はみだす つづける くずす

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。		受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()				
1 委託者								
住 所		氏 名	(フリガナ)	生年 月日	年 月 日 明治1、大正2、昭和3、平成4			
2 信託の明細								
番 号	信 託 の 名 称	所在地（信託の受託者が2人以上である場合は、 他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）			贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第 2項の規定の適用がある場合に限り。）			
1								
2								
3								
3 信託に関する権利の明細								
番 号	種 類	細 目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数 量 固定資産税 評 価 額	単 価 信 数	財産の価額	あなたが受託した信託財 産に係る外国税額控除額
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②
上記信託に対する外国税額 控除前の贈与税額							③	
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の「2 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。								
4 贈与税額等の計算								
④ 信託に関する権利 の価額の合計額 (①欄の金額)	⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に 関する権利の価額の合計額	⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)	⑦ 外国税額控除後の 贈与税額 (⑥－②)	⑧ 控除する法人税等に 相当する額 (⑨欄の金額)	⑨ 差引税額 (⑦－⑧)			
円	円	円	円	円	円	円		
(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 2 ⑧欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑨欄の金額）を記入します。 3 ⑨欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 4 ⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。 5 信託の受託者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。								
5 控除する法人税等に相当する額の計算								
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算							⑭ ⑬の価額に基づく法人税 の額	
⑩ あなたが受託した信託 に関する権利の価額の 合計額 (⑤欄の金額)	⑪ ⑩の価額に基づく事業 税の額		⑫ ⑩の価額に基づく地方 法人特別税の額		⑬ 法人税及び事業税等の額 の基となる価額 (⑩－⑪－ ⑫)			
円	円		円		円		円	
⑮ ⑬の価額に基づく事業 税の額	⑯ ⑬の価額に基づく地方 法人特別税の額		⑰ ⑬の金額に基づく道府県 民税の額		⑱ ⑬の金額に基づく市町村 民税の額		⑲ 法人税等に相当する額 (⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱)	
円	円		円		円		円	
(注) 1 ⑪欄及び⑫欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑫欄及び⑬欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑰欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑱欄及び⑲欄は、⑬欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。								

第一表の付表一（平成21年分以降用）

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額	
	② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)	③ ②の価額に基づく事業税の額		⑤ 法人税及び事業税等の基となる価額(②-③-④)		
円	円	円	円	円	円	
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額	⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額	⑨ ⑥の金額に基づく道府県民税の額	⑩ ⑥の金額に基づく市町村民税の額			
円	円	円	円		円	
⑪ 法人税等に相当する額(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	⑫ (①-⑪)の金額					
円	円					
⑬ 上記②欄の金額	⑭ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑮ (⑬×⑭÷⑬)の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額(⑬-⑯)		
円	円	円	円	円	円	

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)

2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。

3 ③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4 ④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方税法特別税の額」を記入します。

5 ⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

6 ⑨欄及び⑩欄は、⑥欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

7 ⑫欄の金額(①-⑪)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

8 ⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。

9 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

10 ⑰欄の金額(⑬-⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

11 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

提出用

平成24年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

		受贈者の氏名			
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)					
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日	
住所				住宅取得等資金の金額	
フリガナ		続柄		平成□□年□□月□□日	
氏名				□□□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日				平成□□年□□月□□日	
				□□□□□□□□□□	
住宅取得等資金の合計額		②6		□□□□□□□□□□	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日	
住所				住宅取得等資金の金額	
フリガナ		続柄		平成□□年□□月□□日	
氏名				□□□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日				平成□□年□□月□□日	
				□□□□□□□□□□	
住宅取得等資金の合計額		②7		□□□□□□□□□□	
非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)		②8		□□□□□□□□□□	
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算		②9のうち非課税の適用を受ける金額		②9 □□□□□□□□□□	
		②7のうち非課税の適用を受ける金額		③0 □□□□□□□□□□	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (②9+③0) (②8の金額を限度とします。)		③1		□□□□□□□□□□	
贈与税の課税価格に算入される金額 (②6-②9) (②6に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。		③2		□□□□□□□□□□	
②7のうち課税価格に算入される金額 (②7-③0) (②7に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。		③3		□□□□□□□□□□	
③又は③3に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③又は③3の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。					

第一表の二(平成24年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	--------	----	--

※印欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(平24.10)

控
用

平成24年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□□□
	住 所		
	フリガナ	続 柄	
	氏 名		平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□□□
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	住宅取得等資金の合計額	②6	□□□□□□□□□□
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□□□
	住 所		
	フリガナ	続 柄	
	氏 名		平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□□□
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
住宅取得等資金の合計額	②7	□□□□□□□□□□	
非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)	②8	□□□□□□□□□□	
贈与者別の非課税の適用	②6のうち非課税の適用を受ける金額	②9	□□□□□□□□□□
	②7のうち非課税の適用を受ける金額	③0	□□□□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (②9+③0) (②8の金額を限度とします。)	③1	□□□□□□□□□□
	②6のうち課税価格に算入される金額 (②6-②9) (②6に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。)	③2	□□□□□□□□□□
	②7のうち課税価格に算入される金額 (②7-③0) (②7に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。)	③3	□□□□□□□□□□
③2又は③3に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との 続柄・生年月日」欄の記載は、③2又は③3の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

第一表の二 (平成24年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

提出用

平成24年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）



受贈者の氏名

第一表の三（平成24年分用）（第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、次の1又は2のいずれかの口の中にレ印を記入してください。		
☐ 1 私は、平成24年分の贈与税の申告で初めて東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）		
☐ 2 私は、平成23年分の贈与税の申告から引き続き租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）による改正前の震災特例法（以下「旧震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）		
（単位は円）		
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所		住宅取得等資金の金額
フリガナ	続 柄	平成 年 月 日
氏 名		平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
住宅取得等資金の合計額	③4	
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所		住宅取得等資金の金額
フリガナ	続 柄	平成 年 月 日
氏 名		平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
住宅取得等資金の合計額	③5	
非課税限度額（注2）	③6	
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	③4のうち非課税の適用を受ける金額	③7
	③5のうち非課税の適用を受ける金額	③8
	非課税の適用を受ける金額の合計額（③7+③8） （③6の金額を限度とします。）	③9
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	③4のうち課税価格に算入される金額（③4-③7） （③4に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	④0
	③5のうち課税価格に算入される金額（③5-③8） （③5に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	④1
④0又は④1に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④0又は④1の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。		

（注1） 震災特例法第38条の2第1項又は旧震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・ ・	提出した税務署	税務署
-------------------	-----	---------	-----

（注2） 震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（1にレ印を記入した場合）で、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（震災特例法施行令第29条の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。）であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」となります。

なお、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（2にレ印を記入した場合）には、「1,000万円－平成23年分の贈与税の申告で旧震災特例法の非課税の適用を受けた金額の合計額」となります。

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	
---	--------	------	--	----	--	----	--

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-1-5-A4統一）（平24.10）

控
用

平成24年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税
務
署
受
付
印

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、次の1又は2のいずれかの口の中にレ印を記入してください。			
☐ 1 私は、平成24年分の贈与税の申告で初めて東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）			
☐ 2 私は、平成23年分の贈与税の申告から引き続き租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）による改正前の震災特例法（以下「旧震災特例法」といいます。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）			
（単位は円）			
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成 年 月 日
氏 名			平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額		③4	
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成 年 月 日
氏 名			平成 年 月 日
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額		③5	
非課税限度額（注2）		③6	
贈与税の 分	③4のうち非課税の適用を受ける金額	③7	
	③5のうち非課税の適用を受ける金額	③8	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（③7＋③8） （③6の金額を限度とします。）	③9	
	③4のうち課税価格に算入される金額（③4－③7） （③4に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を） （転記します。）	④0	
贈与税の 分	③5のうち課税価格に算入される金額（③5－③8） （③5に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を） （転記します。）	④1	
	④0又は④1に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④0又は④1の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。		

第一表の三（平成24年分用）
○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

（注1） 震災特例法第38条の2第1項又は旧震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成24年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

（注2） 震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（1にレ印を記入した場合）で、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（震災特例法施行令第29条の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。）であるときは「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋であるときは「1,000万円」となります。

なお、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合（2にレ印を記入した場合）には、「1,000万円－平成23年分の贈与税の申告で旧震災特例法の非課税の適用を受けた金額の合計額」となります。

（資5-10-1-6-A4統一）（平24.10）

死亡した者の平成____年分 贈与税の申告書付表

(兼相続人の代表者指定届出書)



1 死亡した者の住所・氏名等									
住所					氏名	フリガナ	相続開始 年 月 日	平成 年 月 日	
2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の⑭又は⑮の金額)									円・・・・・A
3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)									相続人等の 代表者の氏名
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)									限 定 承 認
5 相続人等に関する事項	(1) 住 所	〒		〒		〒		〒	
	(2) 氏 名	フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
		印		印		印		印	
	※ 整 理 欄 (記入しないで ください。)								
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
	(4) 生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日		明・大・昭・平 年 月 日	
	(5) 電 話 番 号								
	(6) 相続分…B	法定・指定 _____		法定・指定 _____		法定・指定 _____		法定・指定 _____	
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円		円		円		円	
	(8) 各 人 の (7) の 合 計	_____円							
(9) (7) の (8) に対する割合 $\left(\frac{(7)}{(8)}\right)$	_____		_____		_____		_____		
6 各人の納付税額 $\left(\frac{A \times B}{100}\right)$ 各人の100円未満の端数切捨て		00 円		00 円		00 円		00 円	

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

(注)「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

(資 5-10-4-A4 統一) (平 24. 10)

書 き か た 等

《使用目的等》

- 1 この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- 2 この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 3 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 4 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 5 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 6 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 1 「平成〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（準）」と記入してください。
- 2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
(1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
(2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《申告書付表の書きかた》

- 1 「死亡した者の平成____年分 贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄
死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 2 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 3 「2 死亡した者の納める税金」欄
死亡した人の申告書第一表の⑩欄（修正申告の場合には⑪欄）の金額を転記してください。
- 4 「5 相続人等に関する事項」
一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
(1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所を記入してください。
(2) 「氏名」欄
この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
(3) 「相続分・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
(注1) 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
被 承 継 人 に	子がいる場合	子	2分の1
		配偶者	3分の2
	子がない場合	父母	3分の1
		配偶者	4分の3
	子も父母もない場合	兄弟姉妹	4分の1

- (注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- (4) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
 - 5 「6 各人の納付税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

提出用

平成24年分贈与税の修正申告書（別表）

受贈者の氏名

(単位は円)

① 修正前の課税額（第一表）

稅務署 受付印

[illegible]

-----相続時精算課税分

[illegible][illegible]

② 修正前の非課税額（第一表の二）

[illegible]

③ 修正前の課税額（第二表）

[illegible]

④ 修正申告によって異動した事項

異 動 の 内 容	異 動 の 理 由

※	稅務署整理欄	整理番号									名簿										漢字 の 整理 欄											年					月					日				
---	--------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-3-1-A4統一) (平24, 10)

第二表（平成24年分用）（第三表は、申告書第一表、申告書第二表の二（住宅取得等資金の非課税）について修正申告する場合のみ）

又は第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

書 き か た 等

- 1 修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、また、申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、一緒に提出してください。
 (注) 修正申告書（別表）の「②修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合に記入し、また「③修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告する場合に記入してください。
 また、修正申告書（別表の付表）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合に記入してください。
- 2 この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
 (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」、「②修正前の非課税額（第一表の二）」及び「③修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
 (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、それぞれに別表（修正申告書（別表）又は修正申告書（別表の付表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「④修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。
 (2) 「④修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「平成□□年分の贈与税の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。
 (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
 (3) 「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。
 (4) 「⑤」欄には、申告書第一表の「⑩」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑩」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
 (5) 「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。
 (6) 「⑭」欄には、申告書第一表の「⑭」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑭」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「平成24年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「平成24年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。
 (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 7 納付すべき税額（申告書第一表の「⑭」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
 また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
 なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額	×	延滞税の割合	×	期 間(日 数)	=	延 滞 税 の 額
10,000円未満の端数切捨て		7.3% (注)		法定納期限の翌日から完納の日まで		100円未満の端数切捨て
3 6 5						

(注) 延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。
 具体的には次のとおりです。

- ・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11/30の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
- ・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

提出用

平成24年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

第三表
（別表の付表）
（平成24年分用）

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

（単位は円）

（震災特例法の） 住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	③4	
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	③5	
	非課税限度額		③6	
	贈与税の適用を受ける金額の計算	③4のうち非課税の適用を受ける金額	③7	
	贈与者別の非課税	③5のうち非課税の適用を受ける金額	③8	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（③7+③8）		③9	
	贈与税の課税額	③9のうち課税価格に算入される金額（③9-③7）	④0	
	贈与税の課税額	③9のうち課税価格に算入される金額（③9-③8）	④1	

（注） 申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

※	税務署整理番	整理番号		名簿		電算的 修正額		年		月		日	
---	--------	------	----------------------	----	----------------------	------------	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	----------------------

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-3-3-A4統一）（平24.10）

控用

平成24年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名

(単位は円)

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

[illegible]

第三表（別表の付表）（平成24年分用）

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

裏
面

書 き か た 等

- 1 修正申告書（別表の付表）は、申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に修正前の課税額を「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、一緒に提出してください。
- 2 「修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
（注）震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別表（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 3 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「平成24年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。
 - (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 4 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、修正申告書（別表）も必ず一緒に提出してください。
（注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。



相続時精算課税選択届出書

(平成21年分以降用)

受贈者	住所 又は 居所	〒	電話(- -)
	フリガナ		
	氏名 (生年月日)	(大・昭・平	年 月 日) (印)
	特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者から平成____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所			
フリガナ			
氏名			
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- ① 受贈者の氏名、生年月日
- ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

(2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類(4) ☐ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が65歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
-------	-----	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	-	名簿		確認	
---	--------	------	---	----	--	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (平24.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

書 き か た 等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。

6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

7 その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

4 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

5 受贈者の相続人に関する事項

住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	印	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

6 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- ☐ 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

書 き か た 等

- 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定の贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

平成____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税額計算書の計算書」に記載した採草放牧地の面積の計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税額計算書の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実と相違ありません。

平成____年____月____日

農地等の贈与者

住所_____ 氏名_____ 印_____

(資5-45-A4統一) (平24.10)

(平成21年分以降用)

書 き か た 等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
 - (1) 平成21年12月15日に行われた農地等の贈与に係る「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - 2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。
 - (2) 平成21年12月15日以後に行われた農地等の贈与に係る「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による通知（農地法第32条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (4) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

税務署受付印

平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

平成__年__月__日

税務署長

受贈者

住所又は居所

〒 電話 (- -)

フリガナ

氏名 (生年月日)

特定贈与者との続柄

〒

電話 (- -)

フリガナ

氏名 (生年月日)

特定贈与者との続柄

⑤

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第7項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭・平 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	____ 署 平成__年分
-----------------------	---------------

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

森林経営計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
(. .)			ha	円
(. .)				
(. .)				
合 計		立 木		
		土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4 添付書類

次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

☐ 特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	⑤	電話番号	
-------	---	------	--

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	--------	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-46-A4統一) (平24.10)

平成24年4月1日以降の贈与用

書 き か た 等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
※ この届出書において、特定受贈森林経営計画対象山林又は森林経営計画には、平成24年4月1日前の認定に係る特定受贈森林施業計画対象山林又は森林施業計画を含みます。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名

5 受贈者の相続開始年月日

平成 年 月 日

6 受贈者の相続人に関する事項

住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	⑩	⑩
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	⑩	⑩
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		
住 所 又は 居 所		
フリガナ		
氏 名	⑩	⑩
生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

7 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- ☐ 上記6に記入した人の戸籍の謄(抄)本など受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。

(平成24年4月1日以降の贈与用)

書 き か た 等

- 1 この付表は、受贈者が「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。**）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

(通知用)

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。

課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

(第一表の二)(平成24年分用)

○課税標準等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②			
非 課 税 限 度 額 (1,500 万 円 又 は 1,000 万 円)	③			
①のうち非課税の適用を受ける金額	④			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑤			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (④ + ⑤)	⑥			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ④)	⑦			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑤)	⑧			

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

(通知用)

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。

課税標準等の計算明細の⑦欄又は⑧欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

(第一表の三)(平成24年分用)

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②			
非 課 税 限 度 額 (注) ③			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ④			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑤			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (④ + ⑤) ⑥			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ④) ⑦			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑤) ⑧			

(注) 震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合は「1,500万円又は1,000万円」と、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合は「1,000万円ー平成23年分の贈与税の申告で旧震災特例法の適用を受けた金額の合計額」となります。

()枚のうち()枚目

(資5-23-3-3-A4統一)

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買 換（代 替）資 産 の 明 細 書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5、第37条の9の2又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文 ([] 欄については、該当する文字を○で囲んでください。)

租税特別措置法
震災特例法
第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類		数 量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項（※）	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第1号 (国内の土地等・減価償却資産) 第2号 (被災区域内の土地等・減価償却資産)		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

※ 該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載してください。

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

代替資産の取得期限延長承認申請書

税務署受付印

 税務署長 年 月 日提出	申	住 所	〒			
	請	年分				
		申告時の住所				
	者	フリガナ		電	()	
		氏 名		☎	話	

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

1 譲渡資産に関する事項

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

2 代替資産に関する事項

資産の種類		構 造		数 量	m ²
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日			年 月 日		
新たに承認を受けようとする取得予定年月日			年 月 日		

3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

.....

4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税額及びその計算に関する明細

別添 修正申告書用紙に記載のとおり

関与税理士	☎	電話番号	
-------	---	------	--

代替資産の取得期限延長承認申請書**1 使用目的**

この申請書は、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

名簿番号

稅務署受付印

(注※印の欄については、該当する部分を○で囲むか又は該当する号数を記載してください)

 _____ 税務署長 _____ 年 _____ 月 _____ 日提出	申 請 者	住 所	〒 _____	
		フリガナ 氏 名	_____	電 話 _____ () _____

租税特別措置法
震災特例法

第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の

特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	㎡
取得資産の 該当条項(※)	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第____号 (2) 第37条の5第1項の表の { 第1号(中高层耐火建築物・中高层の耐火建築物) 第2号(中高层の耐火共同住宅) } 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の { 第1号(国内の土地等・減価償却資産) 第2号(被災区域内の土地等・減価償却資産) }		
	取得価額の見積額	円	取得予定年月日 年 月 日 認定を受けようとする年月日 年 月 日
やむを得ない 事情の詳細			

関与税理士	④	電話番号	
-------	---	------	--

(資 6-80-1-A 4 統一)
H24.11

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書**1 使用目的**

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、同法第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。
- (2) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

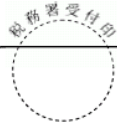
この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印			名 簿 番 号
年 月 日				

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

(注) この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

 税務署長 年 月 日 提出	届 出 者	住 所	〒	
	フリガナ 氏 名		電 話	

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法第37条第3項
震災特例法第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種 類			
規 模			
所 在 地			
用 途			
取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取 得 価 額	円	円	円

2 譲渡予定資産

種 類		

3 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

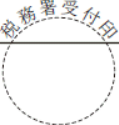
先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
(注) 租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年3月15日までに**納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
 - (1) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。
 - (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
 - (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
 - (4) 「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

この欄には
記入しないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

造成宅地の譲受け承認申請書

 税務署長 年 月 日提出	申請者	住所	〒	
		フリガナ		電 ()
	氏名		@ 電話	

下記の資産について、租税特別措置法第37条の7第2項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の6第5項の規定に基づき承認の申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類		数 量	m ²
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 譲り受ける予定の宅地の明細

宅地の面積	m ²	取得価額の見積額	円
譲受け予定年月日		年 月 日	

3年中に造成宅地を譲り受けることができなかったやむを得ない事情の詳細

4 その他参考となるべき事項

関与税理士

@

電話番号

(資6-74-1-A4統一)

H24.11

造成宅地の譲受け承認申請書

1 使用目的

この承認申請書は、措法第37条の7第2項の規定の適用を受けるために提出する申請書として使用するものである。

2 記載要領等

「 年中に造成宅地を譲り受けることができなかったやむを得ない事情の詳細」及び「その他参考となるべき事項」欄には、譲渡をした日の属する年の12月31日までに造成宅地を譲り受けることが困難な場合のやむを得ない事情及びその他参考となるべき事項を申請者が記載する。

この欄には
書かないで
ください

通信日付印の年月日	確認印			名簿番号
年 月 日				



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所			
	氏 名			
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額
		m ²	. .	円
			. .	
			. .	
			. .	
上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を平成_____年12月31日までに、 ※ 同法第31条の2第2項第_____号の ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅 の用に供することを約します。				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称	㊞		

※ 租税特別措置法第31条の2第3項の適用を受ける場合には、この確約書を申告書に添付してください。

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買 取 り の 年 月 日	
	平成21年1月1日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第17号	第16号

この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印		名 簿 番 号
年 月 日			

優良住宅地造成等事業に係る確約書

税務署受付印

 税務署長 年 月 日 提出	土地等の買取り者	住 所 又は 所 在 地	〒
	フリガナ 氏 名 又は名称		電 話 () ⑩

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項

※1 第 号の

※2
・一団の宅地の造成
・一団の住宅の建設
・中高層の耐火共同住宅の建設

を同号に規定する申請書の内容に適合して

行う旨及びその申請書に基づく同号

※3
※4
・国土交通大臣の証する書類
・検査済証
・都道府県知事の証する書類

に規定する

の写しの交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事 業 の 名 称	
事 務 所 の 所 在 地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事業施行地の面積	
工事完了予定年月日	
そ の 他 参 考 事 項	

関与税理士

⑩

電話番号

(資6-63-A4統一)

H24.11

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限り、）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※ 1		※ 2	※ 3	※ 4
譲 渡 年 月 日				
平成21年 1 月 1 日 ～ 平成21年 3 月 31 日	平成21年 4 月 1 日 以降			
第13号	—	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
			ホ	検査済証の写し
第15号	第14号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第16号	第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証の写し
		中高層の耐火共同住宅の建設		

この欄には
書かないで
ください

通信日付印の年月日	確認印			名簿番号
年 月 日				

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署受付印

 _____ 税務署長 _____ 年 _____ 月 _____ 日提出	申	住所又は所在地(電話)	〒 ()
	請	氏名又は名称	印
	者	(法人の場合)代表者氏名	印
	事務所等	所在地(電話)	()
		名 称	
		代表者又は責任者	印

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

やむを得ない事情等	1 該当事由	租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第____号該当
	2 上記事由の詳細	_____ _____ _____
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第____号に該当する事業の場合における同条第 ^{※2} 項に規定する税務署長が当初認定した日	平成____年____月____日
当該事業等の完成予定	1 着工予定年月日	平成____年____月____日
	2 完成予定年月日	平成____年____月____日
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日(認定を受けようとする日)	平成____年____月____日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資6-64-A4統一)

H24.11

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日			
	平成16年３月31日 以前	平成16年４月１日 ～ 平成17年３月31日	平成17年４月１日 ～ 平成19年９月27日	平成19年９月28日 以降
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第18項	第19項	第21項	第23項

〔※２〕

	譲渡した年月日			
	平成16年３月31日 以前	平成16年４月１日 ～ 平成17年３月31日	平成17年４月１日 ～ 平成19年９月27日	平成19年９月28日 以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第19項	第20項	第22項	第24項

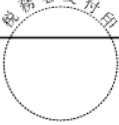
2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「２ 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

名 簿 番 号

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

 _____ 税務署長 ____年__月__日提出	届 出 者	住 所	〒		
		(旧住所)	()		
		氏 名	⑨	電	()
		(旧姓)	()	話	

私が、平成____年____月____日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として____税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部〕が同条第2項第※____号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲 渡 し た 土 地 等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所 在 地	種 類	面 積	
		m ²	m ²

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	⑨	電話番号	
-------	---	------	--

(資6-71-1-A4統一)

H24.11

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日				
	平成16年1月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第13号	第14号	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	—	第15号	第16号	第17号	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印

住所
(又は
事業所
事務所
居所など)フリガナ
氏 名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

(赤字の金額は、△を付けずに書きます。2面の2も同じです。)

- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の②の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	申告書第三表②へ a	b
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 (a - b) (赤字の場合には0と書いてください。)		④

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③の金額 ≤ ④の金額 の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。)	⑤	△をつけて、申告書第三表③へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (④-③) (③の金額 ≥ ④の金額 の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表③へ

(平成24年分以降用)

H24.11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分 (※ 1)	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額(※ 2)	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額(※ 3)	本年分で差し引くことのでき なかった上場株式等に係る譲 渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	④(前年分の付表の⑦の金額) 円	⑤(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑥(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	⑤(前年分の付表の⑧の金額)	⑥(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑦(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑦ (⑤ - ⑥ - ⑦) 円
本年の 前年分 (平成__年分)	⑥(前年分の付表の⑨の金額)	⑦(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑧(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑧ (⑥ - ⑦ - ⑧)
本年分で株式等に係る譲渡所得等の 金額から差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額(⑨+⑩+⑪)	⑨	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書へ 申告書第三表⑫へ	
本年分で分離課税配当所得金額から 差し引く上場株式等に係る譲渡 損失の金額の合計額(⑥+⑦+⑧)	⑩		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)			⑪ 申告書第三表⑬へ(※ 4) 円

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

※ 1 平成24年分の申告では、「本年の3年前分」は平成21年分、「本年の2年前分」は平成22年分、「本年の前年分」は平成23年分になります(平成20年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成24年分から控除することはできません。)

※ 2 平成24年分の申告では、平成23年分の申告の「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の各欄の金額を移記します。

※ 3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※ 4 平成21年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成24年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成25年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した 後の本年分の分離課税配当所得金額(※) (⑥-⑩)	⑫ 申告書第三表⑬へ 円
--	--------------

※ ⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

平成__年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)

住所 又は 事業所 事務所 居所など	フリガナ 氏 名
--------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰越するために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑩の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の④の金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑪の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （②＋③）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑦の金額）	⑤	

(2) 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≤⑤の場合は0、①>⑤の場合は④と①－⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	⑧ 申告書第三表⑤へ	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （⑧－⑨）（赤字の場合には0と書いてください。）		⑩

2 面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦-⑧) (⑦の金額≤⑧の金額の場合には0と書いてください。) (③の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。)	⑨	△をつけて、申告書第三表⑨へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑧-⑦) (⑦の金額≥⑧の金額の場合には0と書いてください。) (⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)	⑩	申告書第三表⑩へ

(注) ⑨欄及び⑩欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の譲渡がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	① (特定投資株式に係る金額) 円	② (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
	③ (上場株式等に係る金額)	④ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		⑤ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	⑥ (特定投資株式に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑧ (⑥-⑦) 円
	⑧ (上場株式等に係る金額)	⑨ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑩ (⑧-⑨-⑪)
		⑪ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (平成__年分)	⑫ (特定投資株式に係る金額)	⑬ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑭ (⑫-⑬)
	⑬ (上場株式等に係る金額)	⑮ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑯ (⑬-⑮-⑰)
		⑰ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (②+④+⑤+⑦+⑨+⑪+⑬+⑮)		⑰ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑰へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+③+⑧)		申告書第三表⑰へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥+⑧+⑩+⑫+⑭+⑯)			⑱ 申告書第三表⑱へ 円

※ 「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の「未公開分」の⑫の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「上場分」の⑬の金額(赤字の場合には、0とみなします。)並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の 本年分の分離課税配当所得金額 (※) (⑩-⑱)	⑲	申告書第三表⑲へ 円
---	---	---------------

※ ⑲欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑲欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

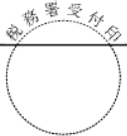
○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

この欄には
記入しないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

(注) ※印の欄については、該当する部分を○で囲んでください。

 税務署受付印 _____ 税務署長 ____年____月____日提出	届出者	居 所	〒		
		(国外の住所)	()		
		国内の事務所 又は事業所の 所 在 地	〒		
		フリガナ	-----		
		氏 名	Ⓔ		
		職 業 (屋 号)	()	連絡先 電話番号	()

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

1 交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

交付の基因となった事実(※)	合 併 ・ 分割型分割 ・ 株 式 交 換
交付を受けた年月日	年 月 日
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄	
交付を受けた株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)

2 その他参考となる事項

- (1) 国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地
- (2) 納税管理人の住所、氏名及び電話番号
- (3) その他

関与税理士

Ⓔ

電話番号

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

1 使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。

その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、その年の翌年3月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換（それぞれ租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号、第3号、第5号に規定するものに限り、）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割承継親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。

2 記載要領

- (1) 「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。
- (2) 「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。
- (3) 「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」欄に記載した銘柄に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。
- (4) 「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。

特定（新規）中小会社が発行した株式の
取得に要した金額の控除の明細書

番 号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	
		関与税理士名 (電 話)	()

1 適用する特例の選択

- ☐ 租税特別措置法第37条の13第1項第__号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）
- ☐ 租税特別措置法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄： 】

その年中の払込みによる取得の状況		その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
・ ・	株	・ ・	株
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
合 計	3①欄へ 株	合 計	3②欄へ 株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	株 (マイナスの場合は0と書いてください)
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（(④/①)×③）（※適用対象額）	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「上場分」、「未公開分」の順に控除します。

なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）又は第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に☑してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

(平成24年分以降用)

H24.11

株 式 の 異 動 明 細 書

番 号

住 所 (前住所)	()		フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話)	()

(平成 年分) 【銘柄: 】

① 異動年月日 (異動事由)	② 相手方の氏名・名称、 住 所 ・ 所 在 地 (相手方との関係)	③ 異動した株数	④ 取 得 又 は 譲 渡 の 単 価	⑤ 金 額 (③×④)	⑥ 異 動 後 の 株 式 の 総 数	⑦ 特 定 残 株 数	⑧ 1 株 当 た り の 取 得 費
・ ・ ()	()	株	円	円	株	株	円
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
・ ・ ()	()						
(その他参考となるべき事項)							

(平成 24 年分以降用)

H24.11

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 1 「①異動年月日（異動事由）」欄のかっこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続
 株式の分割・・・・・・・・・・分割
 株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
 贈与・・・・・・・・・・贈与
 株式の併合・・・・・・・・・・併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・破産
- 2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かっこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署におたずねください。
- 4 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署におたずねください。
- 5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の取得費の合計})}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + ((\text{前回譲渡後に}) \text{取得した株式の株数の合計})}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」、「破産」の場合も含まれます。
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署におたずねください。

【平成 ____ 年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
 （居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所 又は 事業所 事務所 居所など		フリガナ 氏 名		電話 番 号	()
--------------------------------	--	-------------	--	-----------	-----

関与税理士名

(電話

1 譲渡した資産に関する明細

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況	面 積		m ²	m ²
譲渡先	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
譲渡契約締結日			年 月 日	年 月 日
譲渡した年月日			年 月 日	年 月 日
資産を取得した時期			年 月 日	年 月 日
譲 渡 価 額	①	円	円	円
取 得 価 額	②	円	円	円
償 却 費 相 当 額	③	円	円	円
費 差 引 (② - ③)	④	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用	⑤	円	円	円
居住用財産の譲渡損失の金額 (①-④-⑤)	⑥	円	円	円

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況・利用目的	面 積		m ²	m ²
買換資産の取得(予定)日			年 月 日	年 月 日
居住の用に供した(供する見込)日			年 月 日	
買換資産の取得(予定)価額		円	円	円
買入れ先	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先			(借入先	) 円

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を参照してください。

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門
		純損失 (有・無)

(平成17年分以降用) H24.11

【租税特別措置法第41条の5用】 ○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(平成 ____ 年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 所
(又は
事業所
事務所
居所など)

フリガナ
氏 名

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑥・⑦の金額の合計額又は申告書第四表⑩の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)		④	
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)		⑧	
$\left(\begin{array}{l} \text{③の金額と⑦の金額} \\ \text{のいずれか少ない方} \\ \text{の金額} \end{array} \right) \times \left(1 - \left\{ \frac{\left(\begin{array}{l} \text{土地等に係る} \\ \text{特定損失の金額} \end{array} \right)}{\text{③の金額}} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} - 500 \text{㎡} \end{array} \right)}{\text{土地等の面積}} \right\} \right)$			

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

(平成24年分以降用)

H24.11

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年以内において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照。)

3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- (2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。税務署におたずねください。

【平成 ____ 年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名	電 話 番 号	()
-----------------------------------	-------------	------------	-----

関与税理士名

(電話

【譲渡した資産に関する明細】

		合 計	建 物	土 地 ・ 借 地 権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況	面 積		m ²	m ²
譲 渡 先	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
譲 渡 契 約 締 結 日			年 月 日	年 月 日
譲渡契約締結日の前日における 住宅借入金等の金額及びその借入先			(借入先) 円	
譲 渡 し た 年 月 日			年 月 日	年 月 日
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 額		円	円	円
取 得 費	取 得 価 額	円	円	円
	償 却 費 相 当 額	円	円	
	差 引 (③ - ④)	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用		円	円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 (②-⑤-⑥)		円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越
 控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」
 (国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税
 務署にも用意してあります。)を参照してください。

税 務 署 整 理 欄	資産課税部門	個人課税部門
		純損失 (有・無)

(平成17年分以降用)

H24.11

【租税特別措置法第41条の5の2用】
 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法第41条の5の2）」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。

(注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

番 号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成 年分） 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑥・⑦の金額の合計額又は申告書第四表⑩の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、②の金額の合計額とします。

(平成24年分以降用)

H24.11

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

(注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照。)

3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。税務署におたずねください。

この欄には
番号を記入
してください

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

税務署受付印

(注) ※印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日を記載してください。

 税務署長 年 月 日 提出	届出者	住 所 (国内の居所)	()	
		フリガナ		
		氏 名	Ⓜ	
		職 業		連絡先 電話番号 ()

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時ににおいて、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日 年 月 日 (年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年 月 日～年 月 日	年 月 日～年 月 日	年 月 日～年 月 日
(1) 内国法人の特殊関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第291条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

4 その他参考となる事項

関与税理士	Ⓜ	電話番号	
-------	---	------	--

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、「恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名及び住所その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】 投資組合契約（同令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）

につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（契約の内容の変更があった場合には変更前後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

- (1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第2項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。
- (2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（同令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。
- (3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第291条第1項第3号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限り、）の数又は金額の占める割合（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年 月 日～ 年 月 日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

- (4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

- (5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者	住所	氏名 (フリガナ)	電話番号 ()
関与 税理士	住所	氏名	電話番号 ()

特 例 適 用 条 文		合 計	内 訳		
			措 法 条	措 法 条	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番				
	面積 皆伐・間伐の区分		ヘクタール 皆伐・間伐	ヘクタール 皆伐・間伐	
	樹種 樹齢		年	年	
	本数 数量		本 m ³	本 m ³	
	譲渡先住所又は所在地				
	譲渡先氏名又は名称				
	譲渡した年月日		年 月 日	年 月 日	
	譲渡山林を植林・購入した時期		年 月 日	年 月 日	
	譲渡価額の総額 (収入金額)		① A 円	円	円
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額		② 円	円	円
	専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③ 円	円	円	
	計 (②+③)	④ 円	円	円	
差 引 (① - ④)		⑤ 円	円	円	
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額 (⑤×50%)	⑥ 円	円	
	概算経費率による場合	植林費、取得に要した経費	⑦ 円	円	
		管理費その他の育成費用	⑧ 円	円	
		③以外の専従者控除額	⑨ 円	円	
		計 (⑦+⑧+⑨)	⑩ 円	円	
	被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補填される部分を除く。)	⑪ 円	円	円	
	必要経費 {④+(⑥又は⑩)+⑪}	⑫ 円	円	円	
森林計画特別控除 (注1)	概算経費率の適用を受ける場合 ((注2)で計算した金額を記載する。)	⑬ 円	円	円	
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額 (⑫2)で計算した金額を記載する。)	⑭ 円	円	
		所得基準額 (⑤×50%-⑩)	⑮ 円	円	
		⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯ 円	円	
	差 引 金 額 {①-⑫-⑯又は⑮}	⑰ 円	円	円	
	特 別 控 除 額	⑱ 円			
	山 林 所 得 金 額	⑲ B 円			

- (注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
 2 ⑤の金額が3,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が3,000万円超のときは「⑤×10%+300万円」で計算した金額を記載してください。

山林所得収支内訳書（計算明細書）

1 使用目的

この内訳書（明細書）は、所法に規定する「総収入金額及び必要経費の内訳書」及び納税者が措法に規定する山林所得に関する課税の特例の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。

2 記載要領等

「特例適用条文」欄には、措法に規定する山林所得に係る課税の特例に関する条文を記載する。

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

(課税事業者用)

譲渡者		住所	氏名 (フリガナ)		電話番号	()
関与税理士		住所	氏名		電話番号	()
消費税等の経理方式			特例適用条文		合 計	
山林の所在地番			税 込 ・ 税 抜		内 訳	
面 積			皆伐・間伐の区分		措 法 条 条	
樹 種			樹 齢		ヘクタール 皆伐・間伐	
本 数			数 量		ヘクタール 皆伐・間伐	
譲渡した山林の先氏名又は名称			譲渡した年月日		年 月 日	
譲渡した年月日			譲渡山林を植林・購入した時期		年 月 日	
譲渡価額 (収入金額)			①	円	円	円
総収入金額に算入される消費税等の額			②	円	円	円
計 (①+②)			③	A 円	円	円
伐採費、運搬費、譲渡費用の額			④	円	円	円
専従者控除額のうち④に相当する部分の金額			⑤	円	円	円
計 (④+⑤)			⑥	円	円	円
差 引 (① - ⑥)			⑦	円	円	円
概算経費率による場合			⑧	円	円	円
概算経費率による場合			⑨	円	円	円
概算経費率による場合			⑩	円	円	円
概算経費率による場合			⑪	円	円	円
概算経費率による場合			⑫	円	円	円
被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補填される部分を除く。)			⑬	円	円	円
必要経費 (⑥+(⑧又は⑫)+⑬)			⑭	円	円	円
必要経費に算入される消費税等の額			⑮	円	円	円
計 (⑭+⑮)			⑯	円	円	円
森林計画特別控除 (注1)			⑰	円	円	円
森林計画特別控除 (注1)			⑱	円	円	円
森林計画特別控除 (注1)			⑲	円	円	円
森林計画特別控除 (注1)			⑳	円	円	円
差 引 金 額			㉑	円	円	円
特別控除額 (注3)			㉒	円	円	円
山林所得金額			㉓	B 円	円	円

- (注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
 2 ⑦の金額が3,000万円以下のときは「⑦×20%」、⑦の金額が3,000万円超のときは「⑦×10%+300万円」で計算した金額を記載してください。
 3 「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。
 (資7-6-2-A4統一)
 (平成24年分以降用)
 H24.11

山林所得収支内訳書（計算明細書）（課税事業者用）

1 使用目的

この内訳書（明細書）は、消費税の課税事業者に該当する山林所得の納税者について、所法に規定する「総収入金額及び必要経費の内訳書」及び措法に規定する山林所得に関する課税の特例の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。

2 記載要領等

- (1) 「特例適用条文」欄には、措法に規定する山林所得に係る課税の特例に関する条文を記載する。
- (2) 「消費税の経理方式」欄は、消費税の経理処理について適用している経理方式を○で囲む。
- (3) 「譲渡価額（収入金額）」欄、「伐採費など」欄及び「取得費、管理費など」欄には、その適用している消費税の経理方式の区分に応じ、税込み又は税抜きによるそれぞれの価額を記載する。
- (4) 「総収入金額に算入される消費税額」には、税込経理方式を適用している者が還付を受ける消費税額又は税抜経理方式を適用している者が、簡易課税制度の適用を受けたことによる納付すべき消費税額との差額を記載する。

登 録 免 許 税 徴 収 通 知 書

〒 _____ 第 _____ 号
 住 所 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 氏 名 _____
 _____ 税 務 署 長 _____ 印

あなたが、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ に係る登録免許税については、下記の金額が未納
 になっておりますので、当該金額を徴収するため、国税通則法第36条（納税の告知）の規定に基づ
 き同封の納税告知書により納税の告知をします。

同封の納税告知書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））
 又は当税務署へ納付してください。

記

① 登 記 等 の 事 項	
② 登記等を受けた年月日	平 成 年 月 日
③ 法 定 納 期 限	平 成 年 月 日
④ 登 録 免 許 税 額	円
納 付 金	円
未 納 額	円

課 税 標 準 及 び 税 率

⑤ 課 税 標 準	
⑥ 税 率	

（資11-2-1-A4統一）

登録免許税徴収通知書

使用目的

この通知書は、納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない場合に、未納の事実を本人に通知する際に使用する。

登録免許税徴収通知書（訂正用）

〒 _____ 第 _____ 号

住 所 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 _____

_____ 税務署長 _____ 印

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号で通知しました登録免許税の未納額について、下記のとおりその額を変更します。また、未納となっております金額については、当該金額を徴収するため、国税通則法第36条（納税の告知）の規定に基づき同封の納税告知書により納税の告知をします。

同封の納税告知書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
① 登 記 等 の 事 項		
② 登記等を受けた年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
③ 法 定 納 期 限	平成 年 月 日	平成 年 月 日
④ 登 録 免 許 税 額	円	円
納 付 額	円	円
未 納 額	円	円

課 税 標 準 及 び 税 率

区 分	変 更 前	変 更 後
⑤ 課 税 標 準		
⑥ 税 率		

（資11-4-1-A4統一）

登録免許税徴収通知書（訂正用）

1 使用目的

この通知書は、訂正後における未納額等を本人に通知する際に使用する。

2 記載要領等

納付額に変更がない場合又は納付額を減額する場合には、「また、未納となっております・・・納税の告知をします。」及び「同封の納税告知書・・・へ納付してください。」を抹消する。

ただし、納付額を減額する場合で、納付額が未納の場合又は納付額が一部納付されている場合については、「同封の納税告知書・・・へ納付してください。」を抹消せず、「納税告知書」を「納付書」に訂正する。

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入 力 欄	※
-----------------	--	-------	---

租税特別措置法施行令 第40条の8 第35項 の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社名称	(変更前)	本店所在地	(変更前)
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(注1)		A	Aの直前の事業年度 Aの2期前の事業年度
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事 由	事 由

申告期限の翌日又は直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の8 第24項又は同法第40条の8 の2 第30項に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していません。

左記に該当する場合には□内にレ印を付してください

.....→ ☐

※ 今回の基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、今回の基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円
② 直前の事業年度末における準備金の額		円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円
④ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2)		
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円 j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く)	b 円 k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円 l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円 m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円 n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円 o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円 p 円
⑤ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注3)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円
⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円
⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑥/③)	%	
⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑦/A)	%	
⑩ 基準日における常時使用従業員の数		人

(資12②-14-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
 - 2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営承継期間」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。
 - 3 「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。
 - 4 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
 - 5 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 6 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - 7 「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。
- (注1) 経営（贈与・相続）承継期間の場合は、この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額のみを「A」欄に記載し、経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- (注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税		受贈者、相 続人（受遺 者）の氏名	入 力 確 認 ※	入 力 確 認 ※
租税特別措置法施行令 第40条の8 第35項 の規定による経営（贈与・相続）報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に経営承継者につき期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。				
番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

※欄には記載しないでください。

(資12②-15-A 4 統一)

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第70条の7第5項又は同法第70条の7の2第4項(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は同法第70条の7の2第5項第2号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ハ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は同法第70条の7の2第5項第4号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ホ 「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ハ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

- 4 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

(免 除 届 出 用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 確 認 ※ ※
-----------------	----------------

租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社名称		本店の所在地			
	(変更前)		(変更前)		
死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注1)		A	Aの直前の事業年度	Aの2期前の事業年度	
		円	円	円	
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(注2)の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	・		
		事 由			

申告期限の翌日又は死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の8第24項又は同法第40条の8の2第30項に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していません。

左記に該当する場合には□内にシ印を付してください

.....▶ ☐

※ 死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 死亡等の日の直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額				円
② 死亡等の日の直前の事業年度末における準備金の額				円
③ 死亡等の日の直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額				円
④ 死亡等の日の直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)		帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j	円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く)	b	k	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	m	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p	円
⑤ 剰余金の配当等の額 (死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)		h		円
		i		円
⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)				円
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)				円
⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑥/③)		%	⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑦/A)	%
⑩ 死亡等の日における常時使用従業員の数		人		

(資12②-17-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。
この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
 - 2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営承継期間」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。
 - 3 「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。
 - 4 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
 - 5 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 6 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - 7 「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。
 - 8 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第36項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第40条の8の2第42項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注1) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額のみを「A」欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- (注2) 経営承継人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、贈与税又は相続税の申告書の提出期限をいいます。
- (注3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 (免 除 届 出 用)		贈与税 相続税 額の明細書	受贈者、相 続人(受遺 者)の氏名	入 力 確 認 ※ ※
租税特別措置法施行令 第40条の8 第36項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日 第40条の8の2 第42項 (注) の翌日から死亡等の日までの間に経営承継者につき期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとお りです。 相続税				
番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全 子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

※欄には記載しないでください。

(資12②-18-A 4 統一)

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 5 項又は同法第 70 条の 7 の 2 第 4 項（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 2 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 2 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ハ 「合併により消滅」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 3 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 3 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 4 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 4 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ホ 「会社分割」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 5 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 5 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「組織変更」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 6 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 6 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ハ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 36 項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 42 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- 5 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

(注) 経営承継人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告期限」となります。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 相続税 の免除申請書

入 力	確 認
※	※

税務署
受付印

税務署長 殿

平成 年 月 日

〒

住所

氏名

(電話番号 - -) 印

第70条の7第17項
租税特別措置法 第70条の7の2第17項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税
第70条の7の4第12項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※印欄は記入しないでください。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※該当する事由にレ点を付けてください。

☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第17項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____

☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第17項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 平成 年 月 日
(解散をした日) 平成 年 月 日

☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7第17項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等（注1）の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____

☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7第17項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等（注2）の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 平成 年 月 日

3 1の事情の詳細 _____

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算
※上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注3）	① _____円
② 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注4）	② _____円
③ 特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注5）	③ _____円
④ ②と③のいずれか大きい金額	④ _____円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注6）	⑤ _____円
イ 経営承継者（注7）及び経営承継者と生計を一にする者が 会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	（イ _____円）
ロ 会社から支給された給与（注8）の額のうち、法人税法第 34条又は第36条の規定により損金の額に参入されない金額	（ロ _____円）
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））	⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話番号	(資12② - 25 - A4統一)
-------	------	--------------------

(裏)

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第17項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合とは、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第37項及び租税特別措置法施行規則第23条の9第32項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定を受け、再生計画若しくは更生計画に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡をした場合をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

 - 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
 - 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
 - 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

 - 1 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類又は認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
 - 3 その他参考となる書類
 - 2 租税特別措置法（第70条の7第17項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 その他参考となる書類
 - 3 租税特別措置法（第70条の7第17項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

 - 1 合併があったことを明らかにする書類
 - 2 その他参考となる書類
 - 4 租税特別措置法（第70条の7第17項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

 - 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
 - 2 その他参考となる書類
- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注4) 特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
- (注5) 「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第33項に定める金額をいいます。
- (注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- (注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

被相続人	住所 フリガナ氏名	〒	相続の年月日	年 月 日
			職業	

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相 続 税)

(1) 税額等の計算明細

区 分	申告 (更正・決定) 額	請 求 額
① 取 得 財 産 の 価 額	円	円
② 相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 の 価 額		
③ 債 務 及 び 葬 式 費 用 の 金 額		
④ 純 資 産 価 額 (① + ② - ③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課 税 価 格 (④ + ⑤)		
⑦ 相 続 税 の 総 額 (② の ⑨ の 金 額)		
一 般 の 場 合	⑧ 同上のあん分割合	%
	⑨ 算出税額 (⑦×⑧)	円
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩ 算 出 税 額 (付表1(1)の⑩)	
⑪ 相 続 税 法 第 18 条 の 規 定 に よ る 加 算 額		
税 額 控 除 額	⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額	
	⑬ 配 偶 者 の 税 額 軽 減 額	
	⑭ 未 成 年 者 控 除 額	
	⑮ 障 害 者 控 除 額	
	⑯ 相 次 相 続 控 除 額	
	⑰ 外 国 税 額 控 除 額	
⑱ 差 引 (⑨+⑪-⑬)又は(⑩+⑪-⑬) 税 額		
⑲ 相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 の 税 額 控 除 額		
⑳ 小 計 (⑱ - ⑲)		
㉑ 農 地 等 納 税 猶 予 税 額		
㉒ 株 式 等 納 税 猶 予 税 額		
㉓ 山 林 納 税 猶 予 税 額		
(㉑-㉒-㉓)	㉔ 申告期限までに納付すべき税額	
	㉕ 還 付 さ れ る 税 額	

(2) 相続税の総額の計算明細

区 分	申告 (更正・決定) 額	請 求 額
① 取 得 財 産 価 額 の 合 計 額	円	円
② 相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額 の 合 計 額		
③ 債 務 及 び 葬 式 費 用 の 合 計 額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課 税 価 格 の 合 計 額		
⑥ 法 定 相 続 人 の 数	人	人
⑦ 遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	円	円
⑧ 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (⑤ - ⑦)		
⑨ 相 続 税 の 総 額		

(資15-1-2-A4統一)

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相 続 税 - 付 表 3)

〔 租税特別措置法第 70 条の6の4(山林についての相続税の納税猶予)の
適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額		
		円		円	
①	林業経営相続人の特例山林の価額の合計額				
②	林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額				
③	特定価額 (①-②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)				
④	特定価額の20%に相当する金額 (③×20%) (1,000円未満切捨て)				
⑤	林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額				
⑥	基礎控除額				
⑦	特定価額に基づく課税遺産総額 (③+⑤-⑥)				
⑧	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (④+⑤-⑥)				
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)					
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額 (⑦×⑩)	⑫相続税の総額の基礎となる税額	⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑭相続税の総額の基礎となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額(⑫の合計額)	00	⑯相続税の総額(⑭の合計額)	00

2 山林納税猶予税額の計算

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
		円	円
①	林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑮×1の⑩/1の(⑩+⑮)) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a	(②+③)-暦年課税分の贈与税額控除額の金額 (赤字の場合は0)		
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の⑮×1の④/1の(④+⑮)) (申告(更正・決定)額)欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の同欄の金額)		
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)		
b	(④+⑤)-暦年課税分の贈与税額控除額の金額 (赤字の場合は0)		
⑥	林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
⑦	(①+a-b-⑥)の金額 (赤字の場合は0)		
⑧	山林納税猶予税額 (a-b-⑦)の金額 (100円未満切捨て) (赤字の場合は0)		

(資15-1-3-3-A4統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 一 付 表 2)

〔 住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書 〕

(平成
24
年
分
用)

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕		
	非課税限度額 (1,500 万円又は 1,000 万円)	㉖		
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉗		
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉘		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗+㉘)	㉙		
	㉖のうち課税価格に算入される金額 (㉗-㉖)	㉚		
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉘-㉖)	㉛		

(資 15-1-4-3-A4 統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 - 付 表 3)

(震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書)

(平成24年分用)

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
(震災特例法の) 住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕		
	非課税限度額 (注)	㉖		
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉗		
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉘		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗+㉘)	㉙		
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉗)	㉚		
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉘)	㉛		

(注) 震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合は「1,500万円又は1,000万円」と、旧震災特例法第38条の2第1項の規定の適用を受ける場合は「1,000万円-平成23年分の贈与税の申告で旧震災特例法の適用を受けた金額の合計額」となります。

(資15-1-4-4-A4統一)